

来年4月から 『無期転換ルール』 本格化!

もうすぐ更新!



Q 私はスーパードで1年ごとに契約更新して働いていますが、ずっと更新していかない労働契約(無期労働契約)に転換でき

A 「無期転換ルール」とは、有

最近、通算5年を越えて契約すると無期契約に転換できると聞きました。本当ですか。

期労働契約が反復更新されて通算5年を越え

たとき、労働者の申し

込により期間の定め

のない労働契約(無期

労働契約)に転換でき

来年4月から「無期転換ルール」が本格化

るという、労働契約法 有期労働契約と同一の 基づくルールです。 ①通算契約期間の力 ウントは2013年4 月1日以後に開始した 有期労働契約が対象で 労働契約が終了する日 のので、18年4月1日 以降、要件を満たす有 期契約労働者に、期間 の定めのない労働契約 への転換を申し込む権 利(無期転換申し込み 権)が発生します。 ②無期転換申し込み 権の発生後、この労働 者が会社に対して無期 転換の申し込みをした 場合、無期労働契約が 成立します。 ③無期転換後の給与 や待遇等の労働条件に ついては、労働協約や 就業規則、個々の労働 契約で別段の定めがあ

る部分を除き、直前の 有期労働契約と同一の 条件となります。 ④無期労働契約の開 始は、申込時の有期労働契約が終了する日の 翌日からです。 質問のケースでも、 来年4月1日以降に5 年を越えて契約する場 合、無期労働契約への 転換を申し込むことが できます。申し込みは 口頭でも有効ですが、 後々のトラブル防止の ため、書面で行うこと をお勧めします。様式 については「有期契約 労働者の無期転換ポータルサイト」を参考に してください。詳細は 鳥取労働局雇用環境・ 均等室へ。